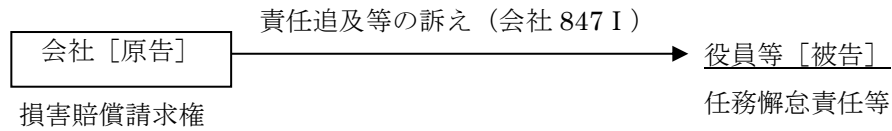


11.責任の追及

11-1.会社に対する責任の追及手段

(1)会社による追及

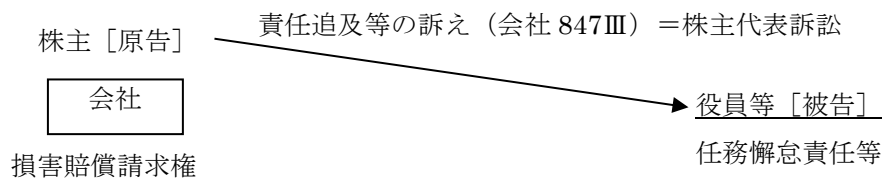


訴え提起等の決定・代表 [取締役会設置会社]	被告が取締役 →監査役設置会社では監査役が代表 (会社 386 I ①) 和解をするには各監査役の同意が必要 (会社 849 の 2①) 被告がその他の役員等 →代表取締役が代表 (会社 349IV)
その他のルール	訴えの管轄 (会社 848)、訴訟参加 (会社 849)、和解 (会社 850)、 再審の訴え (会社 853) →いずれも株主代表訴訟と共通して規定

(2)代表訴訟

(a)趣旨

(1)の訴訟→提訴懈怠可能性→(株主)代表訴訟制度



(b) 手続 [テキスト 4 章 7 節 5 1(3)]

[1] 提訴権者	株主（公開会社の場合、6 か月前から引き続き株式を有する者に限る。 会社 847 I II） * 単元未満株主については定款で権利を排除可能（会社 189 II・847 I 括弧）
[2] 提訴請求	株主から会社へ（会社 847 I 本・386 II ①）
[3] 代表訴訟提起	提訴請求から 60 日以内に会社が責任追及等の訴えを提起しなければ、 代表訴訟提起可（会社 847 III） * 提訴請求が不要な場合（会社 847 V） * 不提訴理由通知制度（会社 847 IV）
[4] 訴訟告知	原告株主は遅滞なく会社に訴訟告知（会社 849 IV・386 II ②）
[5] 訴訟の公告・通知	訴訟告知を受けた会社は遅滞なくその旨を公告または株主に通知（会社 849 V）
[6] 判決等	原告株主勝訴→役員等は会社に損害賠償 原告株主＝費用・相当額の弁護士報酬を会社に請求可（会社 852 I） 原告株主敗訴→役員等は会社に損害賠償する義務なし 原告株主＝場合によっては、会社に対する損害賠償責任（会社 852 II）、被告役員等に対する損害賠償責任（民 709）

組織再編・親子会社と代表訴訟 [テキスト 4 章 7 節 5 1(5)]

① 株主でなくなった者の訴訟追行（会社 851）

ある会社（A）の役員等の代表訴訟追行中に A が株式交換・株式移転によって完全子会社になったり、合併によって消滅しても、原告株主が A の完全親会社や合併の存続会社等の株式を取得したのであれば、訴訟追行可能

② 旧株主による責任追及の訴え（会社 847 の 2）

上記①のような場合、株式交換等の効力発生日までに提訴請求の要件を満たしていた A の株主（旧株主）は、株式交換等の後でも A の役員等の責任追及等の訴え（株式交換等の効力発生以前に生じた責任・義務に係るものに限る）を提起可能

③ 特定責任追及の訴え（会社 847 の 3）

最終完全親会社等の総株主の議決権の 100 分の 1 以上の議決権または発行済株式の 100 分の 1 以上の数の株式を 6 か月前から引き続き有する株主は、完全子会社に対する提訴請求を経て、完全子会社の役員等の責任を追及する訴え（特定責任追及の訴え）を提起可能

11-2. 代表訴訟をめぐる問題

(1) 代表訴訟で追及できる責任

会社 847 I 本：「役員等…の責任を追及する訴え」

→A：役員等の地位にもとづく責任（会社 423 I ・ 120IVetc.）

B：会社に対するその他の債務

全債務説 ⇔ 限定説

最判平 21・3・10 民集 63-3-361

「株主代表訴訟の制度は、取締役が会社に対して責任を負う場合、役員相互間の特殊な関係から会社による取締役の責任追及が行われぬおそれがあるので、会社や株主の利益を保護するため、会社が取締役の責任追及の訴えを提起しないときは、株主が同訴えを提起することができることとしたものと解される。そして、会社が取締役の責任追及を怠るおそれがあるのは、取締役の地位に基づく責任が追及される場合に限られないこと、…取締役は、…会社との取引によって負担することになった債務（以下「取締役の会社に対する取引債務」という。）についても、会社に対して忠実に履行すべき義務を負うと解されることなどにかんがみると、[会社 847 I にいう役員等の責任] には、取締役の地位に基づく責任のほか、取締役の会社に対する取引債務についての責任も含まれると解するのが相当である。」

事例 11-a 株主代表訴訟で追及できる責任

A 会社（取締役会設置会社）は、その取締役 B との間で、B が保有する土地を買い受ける契約を締結した。同契約の締結については、取締役会による承認（会社 356 I ・ 365 I）が行われている。B は、同契約を履行しようとせず、土地を A 会社に引き渡さない。

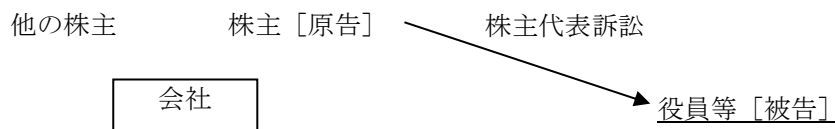
→B の履行義務、債務不履行にもとづく損害賠償責任（民 415）

(2)代表訴訟提起のインセンティブ

代表訴訟の株主にとってメリットは大きくない

⇒ 代表訴訟は現実に提起される → 訴訟提起のインセンティブ（動機）は？

(3)代表訴訟をめぐる利害関係



訴訟参加	株主等・会社は責任追及等の訴えに係る訴訟に共同訴訟参加・補助参加可能（会社 849 I） ←前提として訴訟告知（会社 849IV）、公告・通知（会社 849V） 会社が取締役の責任追及等の訴えに係る訴訟に補助参加するには、各監査役の同意が必要（会社 849III）
再審の訴え	なれ合い訴訟による不当な判決→再審の訴え（会社 853）
和解	代表訴訟も訴訟上の和解で終了可能（会社が承認した和解には確定判決と同一の効力。会社 850 I）、総株主の同意不要（会社 850IV） 和解内容の通知・承認等（会社 850 II III・386 II ③） 会社が補助参加人等として取締役の責任を追及する訴訟で和解に参加するには、各監査役の同意が必要（会社 849 の 2①）
不当な訴訟	責任追及等の訴えが株主や第三者の不正な利益を図りまたは会社に損害を加えることを目的とする場合→提訴請求不可（会社 847 I 但）＝代表訴訟提起不可
担保提供	裁判所は、被告の申立てにより、原告株主に担保提供を命令できる（会社 847 の 4 II）←悪意の疎明が必要（会社 847 の 4 III）

(a)訴訟参加（会社 849 I）

共同訴訟参加・補助参加（「民事訴訟法」）

共同訴訟参加＝原告または被告の共同訴訟人として（訴訟当事者として）参加

補助参加＝当事者の一方を補助するために参加

・原告株主側への参加（さらに、再審の訴え） 例：なれ合い訴訟

・被告役員等の側への会社の補助参加（会社 849Ⅲ①）

(b)和解内容の通知・会社による異議（会社 850）・各監査役の同意（会社 849 の 2）

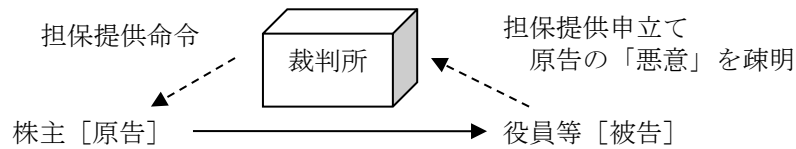
(c)濫用的訴訟（会社 847 I 但）

事例 11-b 濫用的訴訟

S は、A 会社の代表取締役 Y に対して、利益供与を要求したが、Y はそれに応じなかった。そこで S は、利益供与に応じさせようと、自分の妻の名義で A 会社の株式を購入し、Y が A 会社の業務について独占禁止法違反の行為を指示したと主張して、Y の任務懈怠責任を追及する代表訴訟を提起するための提訴請求をした。

・訴えの却下（会社 847 I 但）

・担保提供（会社 847 の 4Ⅱ・Ⅲ）



疎明（「民事訴訟法」）

事実 A を

「証明」＝裁判官に事実 A が存在したことを「確信」させる

「疎明」＝裁判官に事実 A が存在したことが「一応確からしいと推測」させる

→会社 847 の 4Ⅲの「悪意」の意義

東京高決平 7・2・20 判タ 895-252

「[訴えの提起が悪意によるものであること]とは、原告の請求が理由がなく、原告がそのことを知って訴えを提起した場合又は原告が株主代表訴訟の制度の趣旨を逸脱し、不当な目的をもって被告を害することを知りながら訴えを提起した場合をいう…。」

11-3.違法行為の差止め

(1)監査役の差止請求権（会社 385）

取締役の法令・定款違反によって会社に「著しい損害」のおそれ

(2)株主の差止請求権（会社 360）

取締役の法令・定款違反によって会社に「回復することができない損害」のおそれ